

○岩佐委員長 続けて日程の2、陳情審査に入ります。

企画総務委員会に、新たに、送付8-10、永田町小学校校舎解体設計業務の即時入札中止及び校舎の保存活用を求める陳情、送付8-15、旧永田町小学校解体設計業務委託における不公正な入札手続の中止および適切な比較検討を求める陳情、送付8-16、旧永田町小学校校舎の解体方針に関する陳情、送付8-17、旧永田町小学校に係る行政財産から普通財産への財産区分変更、及びその後の留保的管理方針決定に至る一連の意思形成過程の開示を求める陳情が送付されました。お手元に陳情書の写しをお配りいたしましたのでご確認ください。陳情書の朗読は省略いたします。

ここで本件の陳情審査の進め方でちょっと皆様とご相談をさせていただきたいんですけれども、本件4件の陳情はいずれも永田町小学校に関するもので相互に関連する内容となっておりますので、まず一括して審査を進めたいと思いますけれども、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

今日は、まず前回の関連陳情がありました。その審査の以降の区の検討状況や進捗について、執行機関からの補足説明を受けたいと思います。その説明に対して皆さんから事実確認など質疑を受けていただいた上で、その上で陳情事項、かなりこれ量が多いものですから、論点が多岐にわたっておりますので、まずはちょっと正副委員長におきまして論点整理をさせていただきまして、例えば解体手続に関することとか、法的な問題、あるいは財政のものとか、そういったことのジャンルごとにちょっと項目を区切って順次ご審議を進めていただく形としたいと思いますので、そのような進め方でよろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、まず理事者からの情報提供を求めます。

○富澤財産管理担当課長 それでは、旧永田町小学校に関する陳情4件に関連いたしまして、昨年度までの旧永田町小学校の取扱いに係る検討経過を含め、情報提供いたします。

区では、公共施設の老朽化が進行し、今後多くの施設が更新時期を迎えていく中で、将来の施設整備に必要な用地を計画的に確保していく必要がございます。一方で、都心部である本区では新たな土地の取得が極めて困難であることから、既存の区有地をいかに有効に活用していくかが重要な課題となっております。旧永田町小学校の敷地は一定の規模を有し、将来の行政需要への対応が期待できる貴重な区有地であると認識しております。こうしたことから、将来の公共施設整備や行政需要に柔軟に対応できる状態を確保するために土地を活用しやすい状態としておくことが必要であると考え、校舎の解体や更地化を視野に検討を進めてまいりました。そのための準備として本年度に解体設計を実施する予定としているものでございます。

なお、解体後につきましては、将来的な行政需要や地域ニーズを踏まえながら活用の方向性について検討していくとともに、その方向性が決定するまでの間は暫定活用を行うことを想定しております。このように将来の行政需要への対応を見据え、その活用可能性を確保する観点から検討を進めてきたものであり、こうした考え方は、令和8年2月に策定いたしました「千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針」において示された考え方とも同一のものでございます。

情報提供は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。

施設経営課長。

○佐藤施設経営課長 それでは、私のほうから旧永田町小学校の解体設計業務の委託につきまして概括的にご説明させていただきます。

業務委託につきましては、先般入札が行われ不調となりましたが、引き続き設計業者の確定に向けて手続を進めてまいります。この業務の内容でございますが、旧永田町小学校の敷地ですとか周辺の状況の確認を行いまして、また、建物の現況調査を行うとともに、関連する官公庁ですとか事業者と必要な事前協議を行いまして、建物の解体工法ですとか、地上躯体解体後の地下躯体部分の埋め戻し等の残し方の検討ですとか、解体手順ですとか、あるいは工事車両の搬出入の経路の検討、またそれに伴う工事中の安全対策などを比較検討した上で具体的な解体工事内容を確定いたしまして設計図書の作成ですとか工事費の積算を行うというものでございます。

ご説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。ほかに大丈夫ですかね。

ただいまの情報提供につきまして、皆さん質疑とかございますか、確認したいこととか。特に今日は大丈夫ですか。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 いろいろと陳情が出ていて、最終的に解体設計については委員会のほうでは留保財産としてということで進める。ちょっとそこのところをいま一度、ここの陳情にも書いてあるとおり、当初は、例えば耐震性の問題だとか、いろいろな様々な課題が話がされました。でも、陳情審査をしていく中でそのことが実際は明確になかったということだったと思うんですけども、なかったということが事実だったのか、そこは確認しています。それで、最終的には留保財産としての方針があるから区としてはこうしたというふうなことで、最初からじゃあ正直にそうやって話してよというところがあったんですけども、そこのところはどうなのか。というのは、ここに書いてあるんですよ。まだ耐震性もあるのにどうのこうのと書いてあるから、この辺はちょっともう一度経緯を確認して、ここはもう話が済んでいるねという話をちょっとしたいというところもあるので、お答えいただきたいと思います。

○富澤財産管理担当課長 確かに耐震性の問題があるというご指摘もございます。ただ、それがこちらのほう、旧永田町小学校の建物を解体する主体的なメインな理由ではなくて、一番の理由は、やはり今後区有施設の更新を迎えていく中で、有効な区有地を確保していくその観点が一番の理由でございます。そういったことから、同じようなところで話が出てきてしまったことから誤解を招いてしまったかもしれないんですけども、一番の理由は有効な区有地を確保したい、有効な土地を確保したいというところが一番の理由でございます。

○はやお副委員長 またそこで我々委員会のほうとしても定期借地の扱いがどうなるのかといったところも確認しまして、そこも明確にこのことについてはあくまでも暫定的ですよと、こういう話だった。そこは後で答弁していただきたいんですけど、そこでやっぱり一番の問題というのが、やっぱりここにも書いてあるように、跡地の利用がどうなのかと

いう話を書いてあるんですね。通常だと、僕ちょっと法律にそこまであったのかというのはちょっと理解が分かっていなかったんですけど、一応暫定利用はこうしていこうという整理が同時並行でやっていきますよという話は聞いているので、そういう意味では更地にする中で活用というのは在り方としてあるのかなと。早急にまた今後の地域事情を踏まえてそのこのところの利用を、暫定じゃなくて本格利用の整理を積極的にやるということだったんで、よしとしようということで話をして、というのは、何かといったら、低未利用地というのはたくさんあったものを留保財産ということである程度整理をして、今後、部分的なものではなくてオール千代田として全体最適として今後進めていきたいという話について納得したわけですよ。だけど、今いろいろこういうところが出てきているんですけど、ちょっと今そのこのところについての定期借地の考え方はちゃんと整理したとおり進めていきますよということと、そして今後のこのこのところについての様々な課題というのは今後の話のものと整理するということで、そのこのところだけちょっと答弁いただきたい。

○富澤財産管理担当課長 まず、定期借地の件でございますが、まずは区による活用というところが大前提でございます。区による活用がない場合、そういった場合には土地の有効活用という点から、そのまま遊ばせておくとか、何も利用しないということは財産の管理上は非常にもったいない話ですので、そういったときに条件的に定期借地ということが考えられるかと思います。また、今後の活用についてなんですけれども、今後、留保財産として指定させていただいた後の話になりますが、そういたしましたら個別の方針というものを立てさせていただきますので、その中で地域のニーズ、それから行政需要を踏まえて、そういった需要がございましたら早急に検討してまいります。

○はやお副委員長 ちょっと正副で話し合った中で、これは多岐にわたっての陳情内容になっているということで、でも、やっぱりこれは非常に慎重にやらなくちゃいけないとは思っているんです。でも一方で、いいよ進めてということで、議会、委員会は決めている流れでありますけれども、陳情が出ているということで、いま一つこの陳情の中、正直なところって、100条でこんなこと言ったかなと、僕、3回の100条委員会の全部委員の中でやって、2回は全部、委員長をやっていますから、こんな内容はやったかなと思うものも書いてあるわけです。それとあと、アセスメントの話だとか、いや、これ、実は時系列的に見ると、ある程度もう設計を既知としていることであれば、その後、更地になった後で同時並行に例えば環境アセスメントだとか、いろいろな建築基準法の問題が出てくるんで、だからこのこの整理の仕方として、時系列的な問題と、さっき言った法的な問題と、そしていろいろ議会でのデュープロセスみたいな話の手續・手順がどうなっているのかって、ある程度カテゴリー別にちょっともう一度、我々委員会、正副で今日確認をしてまとめながらも、今後ちょっと力を借りながらそのこの整理でやらないと議論が拡散しちゃって、何を議論しているのか分からなくなるだろうという話になるんですけど、ちょっとこのこのこの整理についてお力を頂けるのかどうかというところを、ちょっともう一度確認したいと思います。

○佐藤施設経営課長 副委員長にご指摘いただきました。解体の設計を今行おうというところの部分と、また具体の解体工事の部分について触れられている部分もある。おっしゃったように、時系列的な部分の違いの精査というものも必要かなと思っているところもございます。また、ご指摘いただいたとおりなんですけど、非常に多岐にわたる部分がございます。

いますので、そういった部分も理事者側としてカテゴリー別に分かりやすく、明確にちょっと整理という形でやっていきたいと思います。

○はやお副委員長 ジャあ、最後。それをちょっとそれでしていただき、僕らも力を頂きながら整理をして、審査を深めて、それも早くやらないといけないことだと思っています。

あと、一番私がここを見たときに、地下鉄の5路線が入っているということだけど、この辺のところと現状がどうなって、あと、私もこの話が来たときに、あれ、そういえば与謝野先生からも言われたのは、あそこね、大本営があって、地下があって、ちょっと非常に複雑な構造だとかと言われたこともあるんで、この辺の点だけ、ちょっともし今の現段階の中で、例えばそこまで掘らないんですよとか、あと、いや、ここについての認識としては、下の地下がどうなっているのか分からないんですけど、五つの路線がもしクロスしているということになったら、意外と地下のほうの問題というのが、技術的なところは分からないんだよね、今分かる範囲の中でちょっとお答えいただければと思います。

○佐藤施設経営課長 地下鉄関係、東京メトロさんでございますけれども、永田町小学校の目の前の通り、246になるんですけれども、その地下に有楽町線が通っております。地下鉄関係で事前協議が必要になってくるのは地下鉄の構造物から20メートルの範囲という原則がございます。ただ、やる工事内容によっては事前協議が必要ないですよということになりますけれども、これは実際の解体設計の中で、私どもも一緒に行くような形になりますけれども、協議を行っていくと。電車が通っていますのが有楽町線、それと本線のほうの首都高が通っていますところに半蔵門線が通っています。距離からいくと、ちょっと離れているかなというところがございます。それと、こちら側、南側というか、表通りの反対側のちょうど一番坂の下のところ、その部分に南北線が通っているというところになりますので、地図から見ますと、まあ地下鉄の構造物がどこまであるかという部分も確認しなければいけないんですけども、位置からしますと、有楽町線と南北線が該当するかなというふうなところがございますが、今回解体工事でございますので、それ自体に事前協議が必要かどうかも含めて確認をするというようなことになります。

○はやお副委員長 ジャあ、最後。ちょっとそういうようなところを踏まえてちょっと整理していただいて、そして実態がどうなのかね、やっぱり丁寧にお返しなくちゃいけないことだろうと思いますけれどもスピーディーにやらなくちゃいけないので、またこの審査について深めていきたい、で、早く結論を出したいという、一応我々のスタンスとしては、解体をもういいよというふうに言っている中にこういう陳情が出てきたので、その切り分けをきちっとしてカテゴリー別にまた整理していきたいというふうに思っていますので。

○佐藤施設経営課長 早急に根拠等も含めて整理させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

ほかに質疑とか確認したいことございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 今、はやお副委員長がおっしゃったとおり、いろいろと確認しなきゃいけないところがありまして、また、あと資料要求とか、確認したい資料みたいなのがあれば、例えば、今、はやお副委員長のおっしゃっていた、ちょっと100条の記載についてはち

よっと私も、令和6年に100条はあったけというようなものもあったんですけども、あと、例えば条文がもし分かりにくいとか、そういった——秋谷委員。

○秋谷委員 はやお副委員長からもありましたとおり、地下鉄などはやっぱりビジュアル的に見やすいものがあったりとか、その辺も含め委員長、副委員長にお任せして資料を作っていたければと思います。(発言する者あり) そうですね。

○岩佐委員長 分かりました。(発言する者あり) 取りあえず、この件は正副委員長でお預かりさせていただきまして、ちょっと補足の資料が提供できれば、そちらも合わせて皆様にお示しした上で審査をしていただくという形にさせていただきたいと思います。ですので、この取扱いについても継続ということで本日はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、以上で、日程2の陳情審査を終了いたします。